

佐賀県訓令甲第2号

県土づくり本部  
ダム管理事務所

中木庭ダム操作規程（平成24年佐賀県訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（ダムの用途）</p> <p>第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持<u>並びに</u>水道用水の供給をその用途とする。</p> <p>（水道用水の供給のための利用）</p> <p>第9条 略</p>	<p>（ダムの用途）</p> <p>第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持、<u>水道用水の供給並びに発電をその用途とする。</u></p> <p>（水道用水の供給のための利用）</p> <p>第9条 略</p> <p><u>（発電のための利用）</u></p> <p>第9条の2 <u>発電は、標高200.0メートルから標高236.5メートルまでの容量630万立方メートルを利用して行うものとする。ただし、第7条から前条までに規定する利用に支障のない範囲内において行うものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。